

遮熱塗装工事等を予定 している皆さまへ

○京都市内は、多くの地域で景観の規制があり、手続が必要となる場合があります。

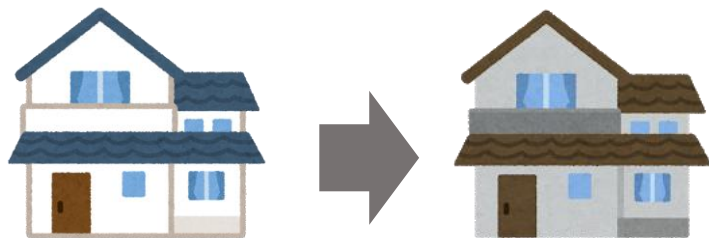
屋根や外壁の塗装工事等の際には、新しく塗り替える色が
お住まいの地域の基準に合っているかご確認ください。

○遮熱塗装工事以外にも、窓・ドアなどの色を変更する場合や
庇の設置を行う場合は、景観の手続が必要となる場合があります。

基準に合った色の目安 ※景観の基準がある地域

屋根：光沢のない黒色、光沢のない濃い灰色など

外壁：あざやかな色は使えません。地域により異なりますので基準をご確認ください。



京都市内の景観に関する手続・基準についてのご案内

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000268279.html>

規制区域を調べるには（景観情報共有システム）

<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>

→美観地区・美観形成地区・建造物修景地区

景観政策課都市デザイン担当（075-222-3474）

→風致地区

風致保全課（075-222-3475）

補助金のお問い合わせ先

京（みやこ）安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン

電話：075-744-1631

（都市計画局住宅室住宅政策課（電話：075-222-3666））